

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、次の選挙を
平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙と同時にを行う。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさる

- 一 選挙の期日 平成三十一年一月二十七日
- 二 選挙の種類 上野原市議会議員一般選挙